



各自治体の長及び担当の方、
国会議員、県議会議員、市町村議会議員の方々へ

狭あい道路とは、
4m 未満の狭い道路

入場
無料
要申込み

狭あい道路解消シンポジウム

広がる道路 広がる安心

日時 令和6年 **10月17日** 木
13:00-17:00

場所 **千葉県教育会館 新館大ホール**
260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号

主催 日本土地家屋調査士会連合会

共催 全国土地家屋調査士政治連盟
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
日本土地家屋調査士会連合会関東ブロック協議会
千葉県土地家屋調査士会
千葉県土家屋調査士政治連盟
公益社団法人千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

後援 総務省 法務省 国土交通省
千葉県 千葉市 明海大学

詳しい内容・申込方法は裏面へ！

狭あい道路解消シンポジウム

「狭あい道路」とは

都市計画区域内にある建築物の敷地は、原則として幅員 4 m 以上の道路に 2 m 以上接するよう、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)で定められています。昔から幅員が 4 m 未満の道沿いに立ち並んだ建築物の救済措置として、基準時以前から建物の立ち並びがあり、幅員 1.8 m 以上 4 m 未満の道で、行政が指定した道を「狭あい道路」(建築基準法第 42 条第 2 項の道路・みなし道路)と呼びます。

土地家屋調査士とは

土地家屋調査士とは土地の筆界を明らかにする業務及び表示に関する登記の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与することを使命とし、狭あい道路を解消するための土地を分割する登記などを行う唯一の国家資格者として、防災及び減災に係るインフラ整備に貢献しています。

講演内容

- **狭あい道路が消防・救急活動に与える影響**
四街道市消防本部 次長 村上 雄広 氏
- **狭あい道路と宅地の評価**
明海大学不動産学部教授・不動産研究センター長 山本 卓 氏
- **千葉市における狭あい道路拡幅整備事業の現状**
千葉市役所都市局建築部建築指導課 課長 石川 幸夫 氏
- **狭あい道路解消に向けた取り組み**
国土交通省住宅局市街地建築課 課長 下村 哲也 氏
- **街づくりにはたす土地家屋調査士の役割**
参議院議員・土地家屋調査士 豊田 俊郎 氏



アクセス



- **徒歩**
JR 千葉駅 20 分
JR 本千葉駅 12 分
京成千葉中央駅 12 分
千葉都市モノレール 県庁前駅 5 分
- **バス**
JR 千葉駅東口バス乗り場
1. バス乗り場②、③番より乗車
2. 中央 4 丁目にて下車
3. すぐ左方向の路地に入る (KA 中央ビル 1 階レンタルスペース)
4. その路地を 100m ほど進み、十字路へ出たら右折
5. →徒歩 3-5 分程度
- **車**
東京方面よりお越しの方 穴川インターから約 5 km
市原、木更津方面よりお越しの方 松ヶ丘インターから約 4 km

お問い合わせ

千葉県土地家屋調査士会

☎ 043-204-2312

お申し込みはいずれかの方法でお願いします。

FAX 043-204-2313

下記にご記入の上、この用紙を FAX してください。

WEB

こちらの QR コードから、お申し込みいただけます。▶



<https://www.chiba-chosashi.or.jp/enquete/r6-symposium/>

◆ 日本土地家屋調査士会連合会主催の「狭あい道路解消シンポジウム」に申し込みます。

名前 (代表者)		代表者以外の人数	名
所属部署 (役名)			
連絡先 (TEL)			